

三田市レジ袋ゼロ推進懇話会規約

(目的)

第1条 三田市レジ袋ゼロ推進懇話会（以下「懇話会」という。）は、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に向け、市民、事業者及び市が協働して、環境配慮行動を推進し、次世代によりよい地球環境を引き継ぐことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を協議及び検討する。

- (1) レジ袋削減に係る市民、事業者等への啓発に関すること。
- (2) レジ袋削減に係る取組みへの協力及び支援に関すること。
- (3) レジ袋削減に係る取組みの効果の調査、評価及び公表に関すること。
- (4) 懇話会の委員相互の連絡調整に関すること。
- (5) その他、懇話会の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第3条 懇話会は、別表に掲げる市民団体、「三田市におけるレジ袋削減に向けた取組みに関する協定」を締結した事業者等及び市により構成する。

2 前項に規定するもののほか、レジ袋削減の更なる推進を行うために、第1条の目的に賛同する市民、市民団体及び事業者は懇話会に出席することができる。

(会長)

第4条 懇話会に、会長を置く。

- 2 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 会長は、別表に掲げる市民団体に所属するもの（以下「候補者」という。）の中から、懇話会の出席者の互選により定める。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、候補者の中から、あらかじめ会長の指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその進行を務める。

- 2 懇話会は、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第6条 懇話会の事務を処理するため、レジ袋削減事務担当課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、懇話会で協議し別に定める。

付 則

この規約は、令和元年11月18日から施行し、同年11月19日から適用する。

別表（第3条関係）

市民団体	三田市連合婦人会 三田市老人クラブ連合会 兵庫六甲農業協同組合三田女性会 三田市消費者協会 三田市生活研究グループ連絡協議会 兵庫県地球温暖化防止活動推進員 三田地区連絡会 三田市商工会 三田市商店連合会
事業者	イオンリテール株式会社 マックスバリュ西日本株式会社 イオンリテールストア株式会社 生活協同組合コープこうべ 株式会社須磨青果 株式会社阪急オアシス アクサス株式会社 株式会社キリン堂 ウエルシア薬局株式会社 兵庫六甲農業協同組合 株式会社オークワ 株式会社万代 株式会社ドン・キホーテ